

独立行政法人日本学術振興会内部通報及び外部通報に関する規程

〔平成28年3月22日〕
規程第17号

改正 平成30年3月31日 規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、組織的又は個人的な非違行為及び不正又は不当な行為等に関し、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の役職員等又は振興会の役職員等以外の者からの通報及び相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、振興会における内部統制の体制強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役職員等」とは、振興会法第8条に規定する役員、理事長が振興会の職員として任命した者（理事長の指定するこれらに準ずる職にあるものを含む。）及び振興会との間に契約関係のある法人または団体の従業員であって振興会に派遣されている者をいう。

2 この規程において「法令違反行為等」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 法令及び規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- 二 個人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、又は害するおそれのある行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、振興会の業務運営を害し、又は害するおそれのある行為

3 この規程において「内部通報」とは、役職員等が、他の役職員等の法令違反行為等の発生又はそのおそれを、振興会に通報することをいう。

4 この規程において「外部通報」とは、役職員等以外の者が、役職員等の法令違反行為等の発生又はそのおそれを、振興会に通報することをいう。

5 この規程において「通報」とは、内部通報及び外部通報のことをいう。

(通報窓口)

第3条 通報窓口を総務課に設置する。

(通報の手続き)

第4条 振興会において法令違反行為等が行われていると認めた者又は行われていると思料する者は、通報窓口に通報することができる。

2 通報を行おうとする者は、原則として氏名、法令違反行為等の内容、その他必要事項を記載した通報シート（別紙様式）を電子メールに添付して送信し、又は封書により送付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、当該事項に係る規程等の定める方法によるものとする。

- (1) 振興会が配分を受けた競争的資金等の不正使用に関する事項
- (2) セクシュアル・ハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為に関する事項

る事項

- 4 通報を行おうとする者は、客観的かつ合理的根拠に基づく通報を行うものとし、虚偽又は誹謗中傷その他の不正の目的をもって行ってはならない。

(通報の受理)

第5条 総務課長は、通報を受けたときは、速やかに総務を担当する理事に当該事案を報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた総務担当理事は、必要に応じて弁護士意見を聴取し、その受理又は不受理を決定する。
- 3 総務担当理事は、通報の受理を決定したときは、当該事案を、理事長及び監事に報告するものとする。
- 4 総務課長は、通報を行った者に対して、原則として通報を受けた日から30日以内に受理又は不受理の決定を通知するものとする。ただし、通報を受けた日から30日以内に当該通知が困難な場合は、通報を行った者に対して、理由を付して通知を延長する旨を通知するものとする。この場合にあつては、通報を受けた日から60日以内に受理又は不受理の決定を通知するものとする。
- 5 通報が総務担当理事に関するものである場合、当該事案に係る対応における総務担当理事の役割は総務部長が担うものとする。

(調査)

第6条 総務担当理事は、前条の規定により通報の受理を決定したときは、調査委員会（以下、「委員会」という。）を開催する。

- 2 委員会は、事実確認のための資料収集、事情聴取等の調査方法を決定し、公正かつ公平な調査を行う。
- 3 委員会は、前項に定める調査を行うにあたり、関係者に対し必要な資料の提出を求め、もしくは説明又は意見を聴くことができる。
- 4 委員会から協力を求められた役職員等（以下「協力者」という。）は、調査に誠実に協力しなければならない。
- 5 委員会は調査結果を踏まえ、必要に応じて弁護士等、外部の有識者の意見を聴取し、法令違反行為等の有無を審議する。
- 6 委員会の構成、運営等については、別に定める。

(関係者の排除)

第7条 通報への対応にあたる者は、自らが関係する事案の処理に関与してはならない。

(是正措置)

第8条 第6条の調査の結果、法令違反行為等が明らかになった場合、委員会は速やかに是正措置及び再発防止措置を検討し、理事長及び監事に報告するものとする。

- 2 委員会の報告を受けた理事長は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(処分)

第9条 理事長は、委員会より法令違反行為等についての報告を受けた場合、当該法令違反行為等に関与した役職員等に対し、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、独立行政法人日本学術振興会就業規程（平成15年規程第14号）及び独立行政法人日本学術振興会短時間勤務有期雇用職員就業規程（平成23年規程第8号）等に基づき、処分その他必要な措置を講ずることができる。ただし、振興会との間に契約関係のある法人又は団体の従業員であって振興会に派遣されている者については契約書に基づくものとする。

(通報者への通知)

第10条 総務担当理事は、通報のあった事案に係る委員会における審議結果について、通報を行った者（以下「通報者」という。）に通知しなければならない。

(通報者及び協力者の保護)

第11条 通報への対応にあたる者は、通報者又は協力者（以下「通報者等」という。）の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、通報の内容が第4条第4項の規定に違反していると認められた場合又は通報者等の同意を得た場合は、この限りでない。

2 振興会は、通報者等が通報を行ったこと及び通報に係る事案の調査に協力したこと等を理由として、通報者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 振興会は、通報者等が通報を行ったこと及び通報に係る事案の調査に協力したこと等を理由として、通報者等の職場環境が悪化することがないように適切な措置をとらなければならない。

4 通報者等は、前2項に違反する取扱いを受けたときは、総務担当理事に申し立てることができる。

5 総務担当理事は、前項の申立ての内容が事実であると認めるときは、救済のための適切な措置をとるものとする。また、理事長は、通報者等に不利益な取扱い又は嫌がらせ等を行った役職員等に対し、第9条の規定に準じて処分を課すことができる。

(秘密保持義務)

第12条 通報の対応にあたる者は、通報の内容及び調査等で得られた個人情報など、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

通報日： 年 月 日

通報シート

1. 通報者の氏名及び所属（できる限り実名での通報にご協力ください。匿名の場合、事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。）			
氏名		所属	
2. 通報者の連絡先及び連絡方法			
3. 通報内容（できる限り具体的に記載してください。）			
(1) 通報対象者の氏名及び所属			
氏名		所属	
(2) 具体的な内容			
いつ 〔違法行為等〕 の発生時期			
どこで 〔違法行為等〕 の発生場所			
何を 〔違法行為等〕 の内容			
4. 証拠の有無（有の場合は、その内容を記載してください。）			
有 ・ 無			
(有の場合、その内容)			
5. 受理・不受理決定通知の希望の有無（匿名での通報の場合は、通知できません。）			
希望する ・ 希望しない			

通報窓口記載欄	
---------	--